

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和7年度暫定予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 26,340百万円

1. 社会保障施策の充実(22,333百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子ども子育て	子ども・子育て支援給付費	16,067	0	0	12,232	3,835
	地域子ども・子育て支援事業費	2,513	0	0	1,995	518
	児童保護措置費	3,075	1,529	11	482	1,053
高の無償教育化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	328	0	0	328	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	5,786	2,893	0	2,893	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	26,394	0	0	287	26,107
	国民健康保険助成費	9,614	0	0	783	8,831
	難病等対策費	1,770	868	0	862	40
	地域医療総合確保事業費	1,735	1,223	62	450	0
	介護給付費負担金	22,165	0	0	1,418	20,747
	介護保険地域支援事業交付金	1,084	0	0	129	955
	地域介護総合確保事業費	1,395	930	0	465	0
診療報酬の充実	9,107	1,886	1	9	7,211	
合計	101,033	9,329	74	22,333	69,297	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみ事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(4,007百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。